

## 認証スキームに基づく認証フロー

提示された認証スキームに基づきカーボン・オフセットの取組に対する認証を行う際のフローを示す。

ここでは最も一般的な形態として以下の2つを取り上げた。

- ・ 「I-1 商品使用・サービス利用オフセット」かつ「事前認証及び事後確認を行う場合」かつ「継続的に販売・流通している商品の場合」
- ・ 「I-2 会議・イベント開催オフセット」かつ「事後認証を行う場合」

なお、ここで示す認証フローは、平成 21 年度に気候変動対策認証センター（以下「認証センター」という）が実施する認証事業に適用されるものを想定しているが、平成 22 年度以降の運用においても概ね本フローに準じることが想定される。また、上記の2つの形態以外の場合においては、本フローと差異が生じうるが、本フローを基本として応用できると想定される。

# 1. 認証フロー

## (1) 商品使用・サービス利用オフセット

(事前認証及び事後確認を行う場合かつ継続的に販売・流通している商品の場合)

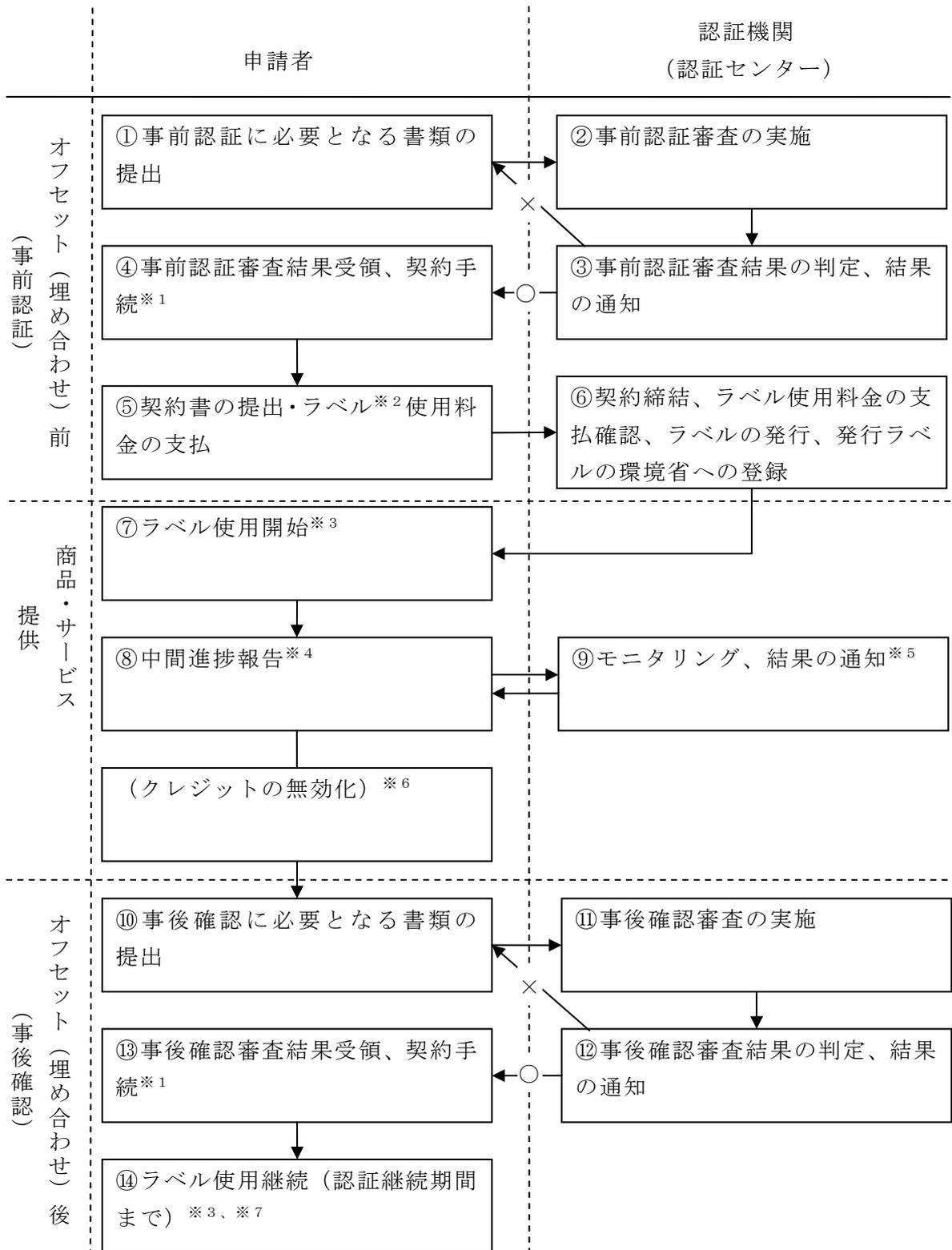
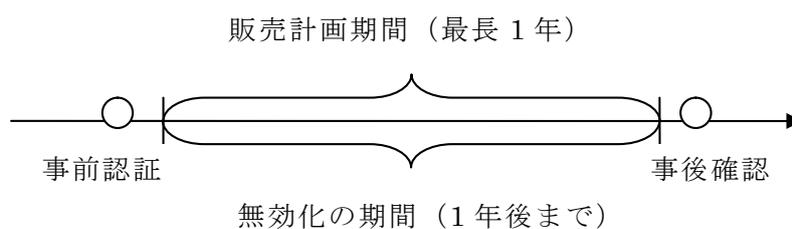


図 認証フローの概要 (「I-1 商品使用・サービス利用オフセット」、「事前認証及び事後確認を行う場合」、「継続的に販売・流通している商品の場合」)

- ※1 「契約」とはラベル（※2）使用に係る契約を示す。
- ※2 品質マーク、証書等、認証を受けたことを識別できる形で示すもの
- ※3 外部からの通報等によりラベル使用が不適切である可能性を把握した場合、ラベル使用状況の確認審査を実施することも想定する。
- ※4 販売状況、クレジットの調達、無効化状況を定期的（目安として3ヶ月ごと、最長半年ごと）に報告
- ※5 要改善事項がある場合、改善を要請する。またオフセットが最終的に遂行されないおそれが高いことが判明した場合には、認証取消の警告を行うとともに対応状況により認証取消を行う。
- ※6 クレジットの無効化は、販売計画期間（最長1年）開始後1年以内に実施する。



- ※7 販売計画期間中に製造された商品について、ラベル使用を継続できる。同一商品・サービスに対して継続して販売し、それに対してオフセットの認証を受けたい場合には、再度申請することとなるが、前回申請時との変更点及び前回適用した認証基準と再申請時に適用される認証基準の差異がある要件について簡易的に審査を行うことを想定する。

(2) 会議・イベント開催オフセット（事後認証の場合）

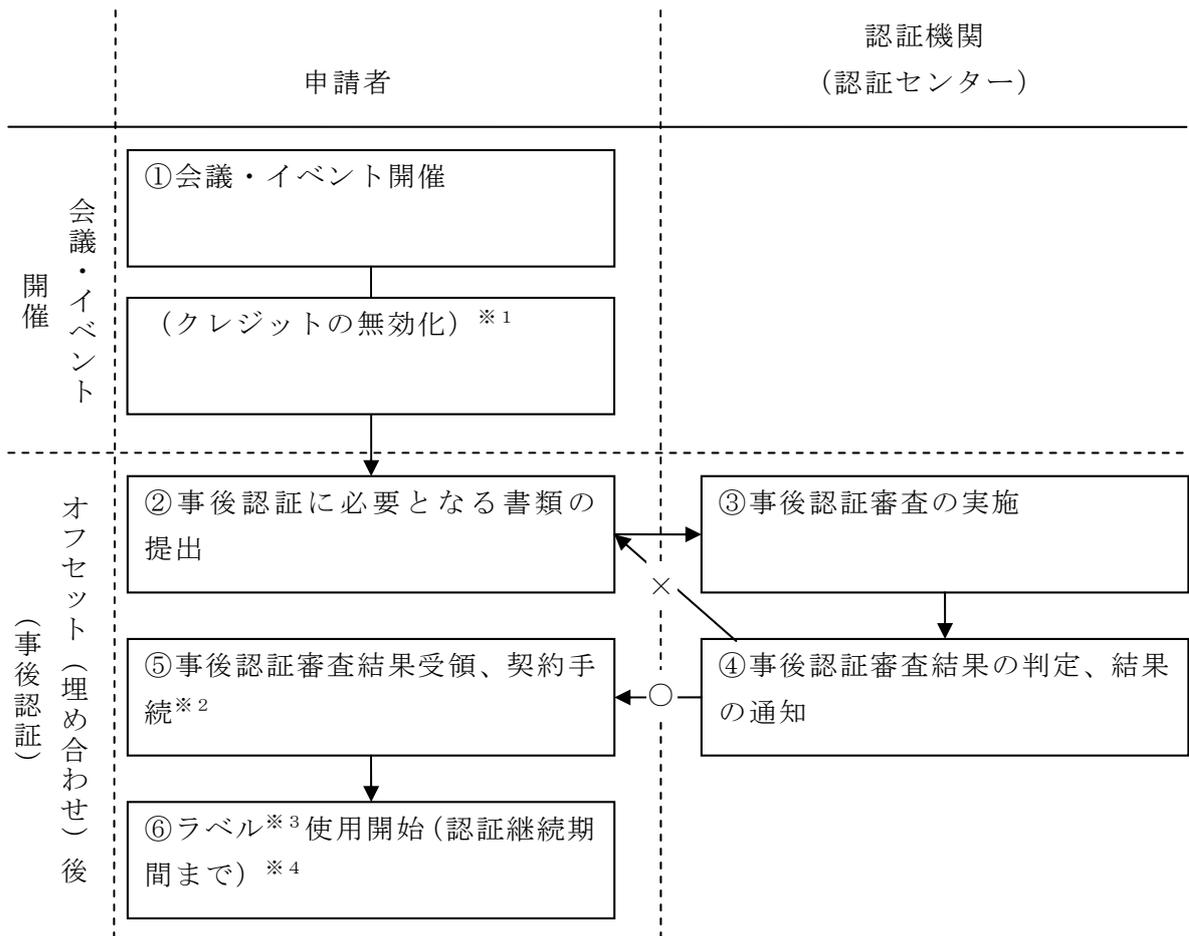
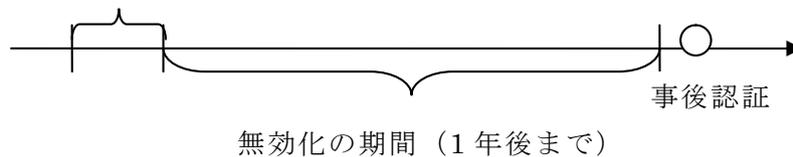


図 認証フローの概要(「I-2 会議・イベント開催オフセット」、「事後認証を行う場合」)

※1 クレジットの無効化は、会議・イベント開催後1年以内実施する。

会議・イベント開催



※2 「契約」とはラベル(※3)使用に係る契約を示す。

※3 品質マーク、証書等、認証を受けたことを識別できる形で示すもの

※4 外部からの通報等によりラベル使用が不適切である可能性を把握した場合、ラベル使用状況の確認審査を実施することも想定する。